

湯河原町消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する  
規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(委員会の会議及び議事等)</p> <p>第9条 委員会の会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p> </p> <p>6 (略)</p>	<p>(委員会の会議及び議事等)</p> <p>第9条 委員会の会議は、毎年度1回以上開催するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p> </p> <p>6 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	